

生徒心得 細則 2025

(1) 制服、指定品 等

- ① 制服および学校指定品を加工したり、変形させたりすることは一切認めない。
許可なく加工することや、変形させた場合は、あらためて購入とする。
夏服と冬服との併用期間である4月15日～5月31日と10月1日～11月15日には夏服、冬服どちらを着用しても良いが、たとえば冬服を着用しているのに、ネクタイを付けない等、着用方法を混同しない。
- ② 男子は、冬服ではネクタイを着用する。夏服ではネクタイを着用しない。
靴下は白・黒・紺・グレーのソックス(学校指定はなし)とする。スニーカーソックスは認めない。
ソックスの長さは、くるぶしが隠れる程度まで許容するが、肌が見えないように注意する。
- ③ 女子の防寒対策は黒タイツとし、ストッキングは不可。ソックスとの重ね履きも不可。
- ④ 女子は、冬服ではリボンを着用する。その際にリボンを加工することは禁止とする。夏服ではリボンを着用しない。
スカートを不自然に上げない。スカート丈は、膝丈(膝頭が見える程度)の長さとする。
- ⑤ 体育の授業時以外は制服を着用する。
- ⑥ 校舎内と体育館では上履を着用する。グラウンド(新田、高等部)では校庭履を着用する。
- ⑦ 入学式・卒業式等の式典では、冬服を正装とし、ワイシャツ・ブラウスは白、ソックスは男子が白、女子がグレーを着用。女子の黒タイツは着用不可。セーター・ベストは着用しない。ただし、1学期終業式・2学期始業式は夏服も可とする。
- ⑧ 正規の授業期間でなくても、登校するときには制服を着用する。ただし、部活動のみの登校の場合、顧問教員の許可を得て、部内で統一されたスポーツウェア等で登校することを認める。

(2) 頭髪、身だしなみ 等

- ① 脱色・染色・パーマ・エクステンション着用等、頭髪を加工する行為については指導を行なう。
- ② 生来の頭髪がくせ毛であったり色が薄かったりする場合は、入学時に所定用紙を用いて届け出ること。
- ③ 入学前に頭髪を加工した場合は、入学時に所定用紙を用いて届け出ること。
- ④ 入学前にピアスの穴を開けている場合は、入学時に所定用紙を用いて届け出ること。
入学後はピアスの着用を認めない。
- ⑤ 化粧、装飾品着用(カラーコンタクト、マニキュア等を含む)は認めない。

(3) 学校内での撮影(静止画・動画)の取り扱いについて

- ① 学校内で撮影(静止画・動画など)を行うことは禁止とする。
※授業中など、教員の指示による撮影はその指示に沿って行う。
- ② 文化祭や学校外での教育活動については、別途撮影に関するルールを設定する。
- ③ 学校に関わる静止画や動画など(音声データも含む)を、インターネット上に私的な目的で公開することは禁止とする。
- ④ 学校外で撮影したものであっても、学校の活動に関わる静止画や動画は個人で楽しむものとし、譲渡、提供は禁止とする。

(4) 校外での生活 その他

- ① 無断アルバイトが発覚した場合は指導のうえ勤務を中止し、改めて申請、その可否を審議する。
- ② 無断芸能活動が発覚した場合は指導のうえ活動を中止し、改めて申請、その可否を審議する。
- ③ SNSで個人を特定できるような写真や記述を掲載することは禁止。また、本校の学校名等の掲載も禁止とする。

(5) 罰則について

- ① 以下に示す罰則において、始末書(訓告)の対象とされる行為であっても、それが繰り返されたり、きわめて悪質であると判断される場合は謹慎、停学(懲戒)になることがある。
- ② 違反の程度が、訓告だけでは軽すぎるが懲戒にするほどではないと判断される場合、訓告のうえ、謹慎(登校あるいは家庭内)や奉仕活動への従事という指導方法を採用することがある。

始末書(訓告)となる行為の例

- * 学校生活の乱れ(授業放棄、授業妨害、指導に従わない など)
- * 頭髪の加工(パーマ、脱色、染色、エクステンション など)
- * ピアス(入学時の申請後、再度ピアスを使用した場合を含む)
- * 故意の公共物破損

停学(懲戒)～退学となる行為の例

- * 繰り返される学校生活の乱れ
- * カンニング、不正行為
- * いじめ(SNSでの誹謗、中傷を含む)
- * 暴力行為、恐喝、危険物所持
- * 飲酒、喫煙
- * 窃盗、窃盗幫助、万引き
- * 不適切な男女交際
- * 無断アルバイト
- * 悪質な盗撮行為
- * 悪質な写真や動画の拡散(無断でのSNSへの投稿等)